

## 2025 年度不正防止計画実施実施状況及び 2026 年度不正防止計画

第1節 機関内の責任体系の明確化				
項目 (ガイドライン項目)	不正発生要因 (想定されるリスク)	不正防止計画	2025 年度実施状況	2026 年度不正防止計画
競争的研究等の運営・管理に関わる責任体系の明確化	①.管理運営に関する責任者の責任の範囲と権限が曖昧な状態である。	①-1.機関内における責任体制を周知するため、公的研究費のマニュアル内、公式ホームページへの掲載等で周知徹底する。 ①-2.最高管理責任者より不正根絶に向けた強い決意を発信する。	①-1.公式ホームページ等において公開している。 ①-2.最高管理責任者による不正根絶に向けたメッセージ等の発信を公式ホームページで公開している。	①-1.【2026 年度継続】 ①-2.【2026 年度継続】
監事に求められる役割の明確化	②.不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を機関全体で確認する仕組みが弱い。	②.公的資金研究費の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についても、監事の監査事項として位置付ける。	②.2025 年度より監事との連携強化の取り組みを開始した。	②.【2026 年度継続】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目 (ガイドライン項目)	不正発生要因 (想定されるリスク)	不正防止計画	2025 年度実施状況	2026 年度不正防止計画
コンプライアンス教育・啓発活動の実施 (関係者の意識の向上と浸透)	<p>③-1.研究費の不正使用等に対する関係者の意識が低い。</p> <p>③-2.研究費は公的資金によるものという意識、機関管理が必要との認識が不足している。</p>	<p>③-1.学内説明会を定期的を開催し、公的研究費に関するルールを周知する。研究倫理教育は原則として5年に1回開催する。新規採用があった場合は、都度個別に説明会を行い、研究倫理に関する理解を深める。</p> <p>③-2.不正を防止する組織風土形成の為に啓発活動を実施する。</p>	<p>③-1.公的研究費の説明会実施や、研究倫理教育は適切に実施できている。</p> <p>③-2.「コンプライアンス教育及び啓発活動計画」に則り実施出来ている。</p>	<p>不正発生要因を修正(2つの不正発生要因が言い換えに見えるので、修正する。)</p> <p>③-1.研究費の不正使用等について、具体的な不正行為の内容や結果(処分・社会的影響)に関する理解が十分でなく、不正防止に対する当事者意識が低い。</p> <p>③-2. 研究費が公的資金であり、機関管理の下で厳格なルール遵守と説明責任が求められる資金であるという制度的理解が十分に浸透していない。</p> <p>※③-1 及び③-2 の不正防止計画は継続(計画に変更は無い)</p>
ルールの明確化・統一化	<p>④-1.ルールが不明確で、誤った運用をされている。</p>	<p>④-1-1.公的研究費使用マニュアルにてルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>④-1-2.競争的研究費等により、謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。</p>	<p>④-1-1.毎年度見直しを行っており、現行の運用実態を踏まえたルール整備は概ね行えている。</p> <p>④-1-2.2025年度はポスターによるルール周知を図ったが、2026年度は学生に対して直接周知できるよう注意書を作成して周知を図る。</p>	<p>④-1-1.【2026年度継続】</p> <p>④-1-2.【2026年度継続】</p>
職務権限の明確化	<p>⑤-1 構成員の職務権限不明確である。</p>	<p>⑤-1-1.公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、本学内での明確な合意形成を図り、理解を共有する。</p>	<p>⑤-1-1.公的研究費の手引き及び関連諸規程において適切に定めている。</p> <p>⑤-1-2.公的研究費の手引き及び関連諸規程において適切に定めている。</p>	<p>⑤-1-1.【2026年度継続】</p> <p>⑤-1-2.【2026年度継続】</p>

		⑤-1-2.業務分担の実態と職務分掌 規程の間に乖離が生じないよう、適切 な職務分掌を定める。職務権限に応じ た明確な決裁手続きを定める。		
--	--	--	--	--

### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目 (ガイドライン項目)	不正発生要因 (想定されるリスク)	不正防止計画	2025年度実施状況	2026年度不正防止計画
不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	<p>⑦-1.不正発生要因を把握する取組が出来ていない。</p> <p>⑦-2.不正発生要因を把握してそれを防ぐ計画の策定する取組が出来ていない。</p>	<p>⑦-1.不正防止計画推進部署(研究倫理委員会)を置く。</p> <p>⑦-2-1.不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに不正発生要因の把握に努め、具体的な対策を策定・実施、実施状況を確認する。</p> <p>⑦-2-2.監事や内部監査部門と連携し、必要な情報提供、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。</p>	<p>⑦-1.推進部署を修正したので、計画を修正する。</p> <p>⑦-2-1.これまで不正発生要因の把握は十分に出来ていなかった。今後は、企画部を中心に統括管理責任者と連携し、不正発生要因の把握及び具体的な不正防止対策の策定・実施、実施状況の確認を行う。</p> <p>⑦-2-2.2025年度は、内部監査部門、不正防止計画推進部署の見直しを行った。不正防止計画推進部署は今後監事及び内部監査部門と連携し、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について、情報提供及び意見交換を行う。</p>	<p>⑦-1.不正防止計画推進部署(企画部)を置く。</p> <p>⑦-2-1.【2026年度継続】</p> <p>⑦-2-2.【2026年度継続】</p>
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	<p>⑧-1.不正防止計画が大学全体の取組として行えていない。</p>	<p>⑧-1.不正防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因を把握したうえで不正防止計画を策定する。</p>	<p>⑧-1.2025年度より、不正防止計画推進部署を企画部に見直したことを踏まえ、今後は内部監査部門と連携し、不正発生要因を整理した上で、大学全体としての不正防止計画の策定及び実施を進める。</p>	<p>⑧-1.【2026年度継続】</p>

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

項目 (ガイドライン項目)	不正発生要因 (想定されるリスク)	不正防止計画	2025年度実施状況	2026年度不正防止計画
<p>予算執行状況の検証</p>	<p>⑨-1.出張履行状況、雇用管理状況の把握が不十分。 ⑨-2.予算の執行時期に偏りがある。</p>	<p>⑨-1-1.出張申請書、出張報告書の提出により、研究と出張の関連の記載について徹底を努める。 ⑨-1-2.雇用に関する管理は、各研究室でのアルバイト従事者の勤務実態を把握するため、履歴書・業績等の書類提出のほか、法令遵守の誓約書を年度毎に徴収する。 ⑨-2-1.年度末に物品購入が集中するため、予算執行状況を管理部門(企画部、経理部)で定期的に把握し、執行が遅れている研究者に対し、研究計画の進捗状況をヒアリングする。 ⑨-2-2.不要な物品購入を避けるため、研究費の繰り越し・返還等の制度を周知する。</p>	<p>⑨-1-1.概ね計画通りに実施できているが、申請書・報告書の提出期日を守れない研究者が見受けられる。 ⑨-1-2.雇用管理(実態把握)について、計画の内容では勤務実態の把握が困難である。 ⑨-2-1.科研費執行状況WEB管理システムを使用し、研究者、事務局による執行状況を把握しており、計画通り実施が出来ている。 ⑨-2-2.研究費の繰り越し、返還等の制度は年度末の周知及び公的研究費の手引きに記載をしており、計画通り実施が出来ている。</p>	<p>⑨-1-1.【2026年度継続】 ⑨-1-2.【2026年度計画修正(追記)】: 雇用に関する管理は、各研究室でのアルバイト従事者の勤務実態を把握するため、履歴書・業績等の書類提出のほか、法令遵守の誓約書を年度毎に徴収する。また、監査において無作為に抽出した者に面談をするなどの対応をする。 ⑨-2-1.【2026年度継続】 ⑨-2-2.【2026年度継続】</p>

項目 (ガイドライン項目)	不正発生要因 (想定されるリスク)	不正防止計画	2025 年度実施状況	2026 年度不正防止計画
不正関与取引業者への対応	⑩-1.研究者と業者の癒着	<p>⑩-1-1.1 個 10 万円を超える物品を発注する際は、研究者による発注を不可とする。事務局が適正価格を調査をした上で発注を行い、納品物の検収、機器備品登録を行う。</p> <p>⑩-1-2.研究者が購入した物品は全品検収とし、事務局による検収を受けることを支払の条件とする。</p> <p>⑩-1-3.特定の研究室のみに取引実績のある業者について、企業情報をチェックし、10 万円を超える物品に関しては、事務担当者より発注、納品の確認、備品番号による管理を徹底する。</p> <p>⑩-1-4.公式ホームページ等で、不正行為を行った取引業者への対応を掲載する。</p>	<p>⑩-1-1.公的研究費の手引きをもとに計画通りの対応が来ている。</p> <p>⑩-1-2.公的研究費の手引きをもとに計画通りの対応が来ている。</p> <p>⑩-1-3.公的研究費の手引きをもとに計画通りの対応が来ている。</p> <p>⑩-1-4.公的研究費の手引きをもとに計画通りの対応が来ている。</p>	<p>⑩-1-1.【2026 年度継続】</p> <p>⑩-1-2.【2026 年度継続】</p> <p>⑩-1-3.【2026 年度継続】</p> <p>⑩-1-4.【2026 年度継続】</p>

第5節 情報発信・共有化の推進				
項目 (ガイドライン項目)	不正発生要因 (想定されるリスク)	不正防止計画	2025年度実施状況	2026年度不正防止計画
情報発信・共有化	⑪-1.公的資金研究費の不正防止の取組内容の周知が徹底されていない。	⑪-1.公的研究費の適正な管理運営及び不正防止への取組に関する本学の方針、相談窓口等をホームページで外部に公表する。	⑪-1.計画通りの対応が出来ている。	⑪-1.【2026年度継続】

第6節 モニタリングの在り方				
項目 (ガイドライン項目)	不正発生要因 (想定されるリスク)	不正防止計画	2025年度実施状況	2026年度不正防止計画
内部監査の実施	⑫-1.チェック体制や内部監査が機能していない。	⑫-1-1.内部監査室は不正防止計画推進部署との連携を強化し、不正が発生しやすいリスクに対してサンプルを抽出したリスクアプローチ監査を実施する。 ⑫-1-2.内部監査の実施にあたっては、不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、専門的な知識を有する者(公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等)を活用して内部監査の質の向上を図る。 ⑫-1-3.内部監査室は、監事及び会計監査人との連携を強化し、定期的に意見交換を行う。 ⑫-1-4.内部監査結果については、コンプライアンス教育及び啓発活動等で周知を図り、機関全体としての再発防止の徹底を図る。	⑫-1-1. 計画通り実施出来ている。 ⑫-1-2.専門的知識を有した者の活用は出来ていない。 ⑫-1-3.2025年度実施。 ⑫-1-4.内部監査結果の周知方法を追加する。	⑫-1-1.【2026年度継続】 ⑫-1-2.【2026年度計画修正】: 内部監査の実施にあたっては、不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、専門的な知識を有する者(公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等)の活用以外に、内部監査室職員が研修を受講するなど、内部人材の育成により内部監査の質の向上を図る。 ⑫-1-3.【2026年度継続】 ⑫-1-4.【2026年度計画修正】: 内部監査結果については、コンプライアンス教育及び啓発活動、公的研究費の手引き等で周知を図り、機関全体としての再発防止の徹底を図る。